精神保健福祉法
医療保護入院（法第33条）における“家族等”とは

- 医療保護入院の法的規定の変遷
- 保護者制度とは、どんなものだったか
- 平成25年改正医療保護入院の同意要件の変更
- 三親等以内の確認
- 市町村長同意の概略
- “家族等”の同意者について
- まとめ

五稜会病院
理事長・院長：中島公博

令和5年4月作成

精神科病院の法律による入院形態

一般科病院

入院形態はありません

非自発入院

1 任意入院　（法第20条）

入院を必要とする精神障害者で、本人の同意がある者。

精神保健指定医の診察は不要

2 措置入院　（法第29条）

入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者

精神保健指定医２名の診断の結果が一致した場合に都道府県知事が措置

3 医療保護入院（法第33条）

入院を必要とする精神障害者で、自傷他害**のおそれはないが、**

任意入院を行う状態にない者

精神保健指定医の診察及び“家族等”のう**ちいずれかの者の同意が必要**

4 応急入院　（法第33条の7）

入院を必要とする精神障害者で、任意入院を行う状態になく、

急速を要し、家族等の同意が得られない者

精神保健指定医の診察が必要、入院期間は72時間以内

家族等

重

【GMCPLM008】

3 医療保護入院（法第33条）の変遷

精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

平成11年改正

医療保護入院の要件の明確化（任意入院等の状態にない旨を明記）

平成17年改正

特定医師の診察による医療保護入院等の特例措置導入

(1) 医師免許取得後４年以上
(2) ２年以上の精神科臨床の実務経験がある
(3) 精神科医療に従事する医師として著しく不適当な者でない

平成25年改正

保護者制度の廃止、“家族等” 同意の創設

重

退院後生活環境相談員の設置

令和4年改正

1. 告知の要件追加（入院理由・家族等にも） 令和5年4月から
2. 家族等の同意者の要件変更（虐待者、意思表示をしない者を除く） 令和5年4月から 令和6年4月から
3. 入院期間の規定（6ヶ月ごとの更新） 令和6年4月から

◆保護者制度とは（旧精神保健福祉法）

■ 「保護者」は、精神障害者につき１人決める。以下の責務が課せられる。

①（任意入院者及び通院患者を除く）精神障害者に治療を受けさせること（22条1項）

② 精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力すること（22条2項）

③ 任意入院者及び通院患者を除く精神障害者に医療を受けさせるに当たって医師の指示に従うこと（22条3項）

④（任意入院者及び通院患者を除く）精神障害者の財産上の利益を保護すること（22条1項）

⑤ 回復した措置入院者等を引き取ること（41条）

⑥ ⑤による引き取りを行うに際して、精神病院の管理者又は当該病院と関連する精神障害者社会復 帰施設の長に相談し、及び必要な援助を求めること（22条の2）

⑦ 退院請求等の請求をすることができること（38条の4）

⑧ 医療保護入院の同意をすることができること（33条1項）

■ 保護者になり得る人とその順位

① 後見人又は保佐人（※ ②～④の者と順位変更はできない。）

② 配偶者

③ 親権を行う者

④ ②③の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

平成25年改正

廃止

一人の保護者のみが、法律上保護者に課せられた様々な義務を行うことは、負担が大きい。

平成25年精神保健福祉法改正による医療保護入院の同意要件の見直し

○　医療保護入院は、自傷他害のおそれはないが、医療及び保護のため入院を必要とする精神障害者で、任意入院を行う状態にない者が対象。

改正前

○精神保健指定医の診察及び保護者（※）の同意が要件。

※以下の①～④の順位で１名のみ。上位の者がない場合や所在地不明の場合等は下位の者。

① 後見人又は保佐人
② 配偶者
③ 親権者
④ ②③の者以外の扶養義務者のうち家庭裁判所が保護義務を履行すべき者として選任した者（扶養義務者は改正後に同じ）

○市町村長同意による入院が可能なのは、保護者がない場合又は保護者になり得る者の全員が本人に治療を受けさせる等の義務を行うこ
できない場合（※）。
※所在地不明、長
※扶養義務者の同

○退院請求は、本人の
名のみ）が行うこと

1 行方の知れない者
2 訴訟を起こしている人
3 家裁で免ぜられた法定代理人
4 成年被後見人
5 厚生労働省令で定めた意思表示ができない者
6 未成年者　　等は同意者除く

改正後

○精神保健指定医の診察及び家族等（※）の同意が要件。

※以下に該当する者のうちいずれかの者。順位はない。

- 後見人又は保佐人
- 配偶者
- 親権者
- 扶養義務者（民法の規定により、直系血族、兄弟姉妹及び家庭裁判所に選任された三親等以内の親族とされている）

法第5条

○市町村長同意による入院が可能なのは、家族等がない場合又は家族等の全員が意思を表示することができない場合（※）。

※所在地不明など

○退院請求は、本人のほか、家族等の全員が行うことができる。

厚生労働省HP

三親等以内

「血族」自分と血縁関係がある

　「直系」「傍系」、「尊属」「卑属」

　「直系」は、世代の上下につながる系統

「姻族」婚姻関係で発生する親族

0親等：配偶者　血族でも姻族でもない

1親等：父母、子

2親等：祖父母、孫、兄弟姉妹

3親等：曾祖父母、曾孫、伯叔父母、甥姪

4親等のいとこ、特別養子縁組の子は、
家族等には含まれない。

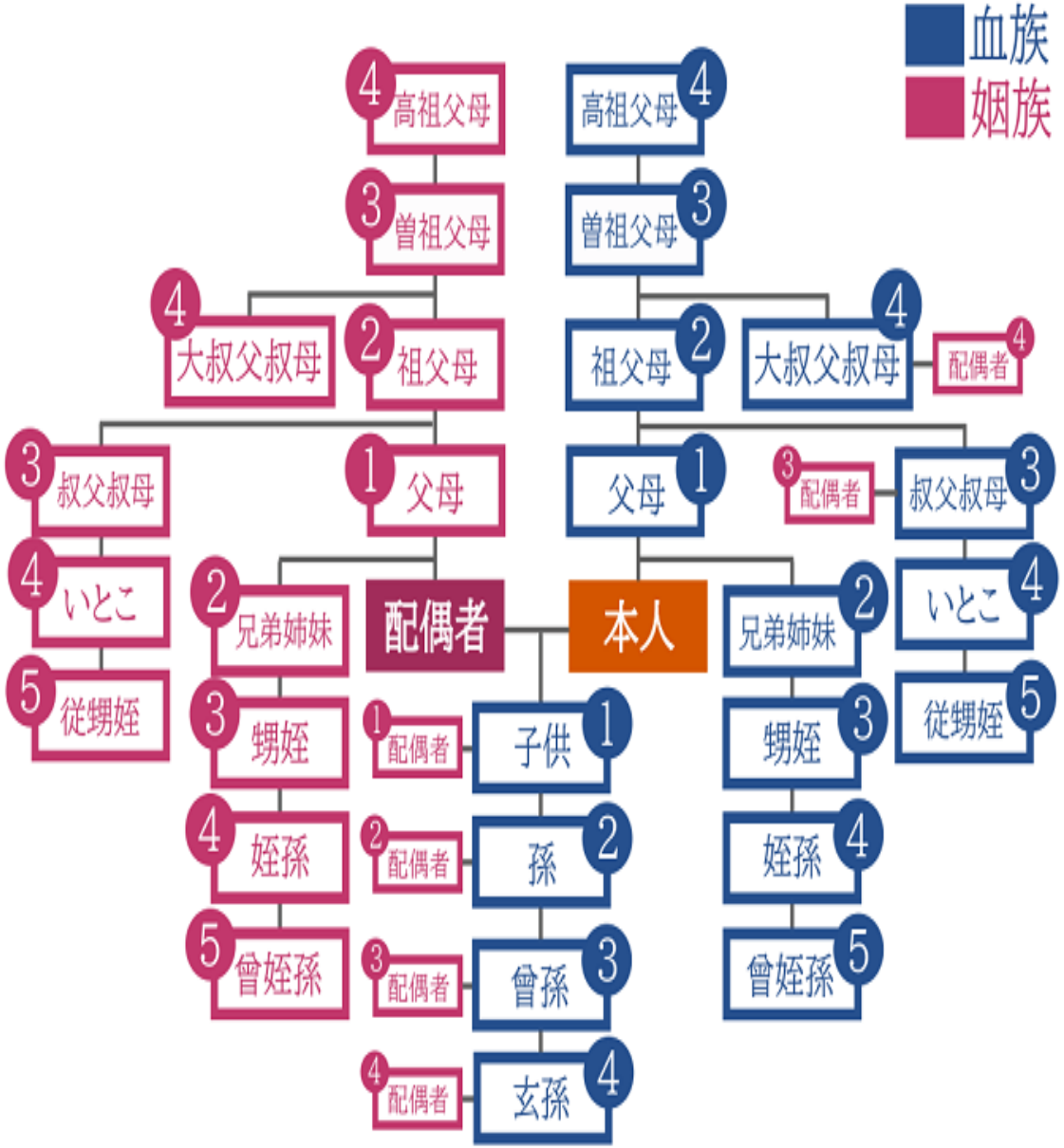

「精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査」

（平成26年度　厚生労働省　障害者総合福祉推進事業　日本精神科病院協会）

委員長：中島公博

○日本精神科病院協会695施設（57.5%）、自治体病院103施設（49.0%）より回答

医療保護入院の入院手続き関係

（1）入院数

	H25年1月～12月（A）	H26年4月～9月（B）	前年度比（B×2／A）
全入院者数	214,325人	108,677人	101.4%
医療保護入院	88,765人	44,918人	101.2%
応急入院	2,426人	1,053人	86.8%
市町村長同意	6,655人	1,818人	54.6%

家族等の概念が導入され、市町村長同意の要件変更によって、市町村長同意の医療保護入院数が半分に減った。

（2）同意

電話同意で後日来院し署名を得た	410／784
電話同意で後日郵送のみで署名を得た	368／789
電話同意をしたが、後日署名に拒否	26／797
入院時同意したが入院後同意を撤回	17／797
入院時に複数の家族等が揉めた	55／797

（3）その他

家族と名乗った者が要件を満たさなかった	21／797
措置入院の退院に際し家族が拒否	56／795
措置入院からの切り替え時同意が得られない	41／797
市町村長同意に関して困った事例	155／795

（4）退院請求

退院請求数：　1,401件（H25年1月～12月）　929件（H26年4月～9月）

請求者：　本人　889件／929件　入院時同意家族等　17件／929件

入院時同意した家族等以外の家族等　10件／798件

厚生労働省HP

医療保護入院の“家族等”で変わること

令和4年改正

■ 改正前の市町村長同意の要件

- 家族等のいずれもいない、意思表示ができない。
- 家族等が反対、もしくは反対も同意もしない場合は含まれない。

■ 家族等の要件変更

1. 同意を行う家族等から虐待者を除く。 令和5年4月から
2. 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも市町村長より医療保護入院を行うことを可能とする。 令和6年4月から

平成26年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業　（日本精神科病院協会：平成27年3月）
「精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査」でも指摘していたことが、ようやく実現する。

医療保護入院の同意を行う家族等から、虐待を行った者は除かれます

○改正精神保健福祉法の施行に伴い、医療保護入院の際に同意が必要な「家族等」から、虐待を行った者が除かれます。

○令和５年４月１日以降に入院する場合、医療機関は、虐待を行った者以外の家族等に、医療保護入院の同意を求める必要があります。具体的な手続は次のとおりです。

※「虐待」とは、児童虐待、配偶者からのDV等、高齢者虐待、障害者虐待を指します。

対象

○診察等の結果、患者が、家族等から児童虐待、配偶者からのDV等、高齢者虐待、障害者虐待を受けていると思われる場合

○虐待・DV等による行政上の次の措置を受けていることを把握した場合
- 一時保護措置
- 住民基本台帳事務上のDV等支援措置

手続き

○虐待等に関する各法令（※）に基づき、通報窓口へ通報等をしていただきます。
（通報の対象や方法は、これまでと変わりません）

※児童虐待防止法、配偶者暴力防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法

通報等を行った場合

令和4年改正

虐待等を行った家族に、医療保護入院の同意を求めることはできません。

令和5年4月～

虐待等を行った家族の他に家族がいない場合には、市町村同意を求めることができます。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省HP

まとめ

医療保護入院における“家族等”とは

- 平成25年改正精神保健福祉法で初めて家族等の概念が登場

法第5条

- 家族等とは、
  1 後見人又は保佐人　2 配偶者　3 親権者
  4 民法に規定された扶養義務者及び家庭裁判所で選任された3親等以内の親族
- 医療保護入院は、家族等の同意での入院です。
- 令和4年改正精神保健福祉法で、医療保護入院の同意する家族等から ① 虐待者を除き（令和5年4月1日から）
  ② 同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、

市町村長より医療保護入院が可能となります（令和6年4月1日）